

## 令和6年能登半島地震で被災された方への水道料金等の減免について

令和6年能登半島地震により被災された方について、被災世帯等の負担軽減及び生活支援の観点から、横浜市内に避難し公営住宅や賃貸住宅に居住されている方を対象に、次のとおり、水道料金及び下水道使用料の減免を実施します。

## 1 減免の内容

「水道料金及び下水道使用料」の基本料金相当額を免除します。

例：口径20mm 税抜き2か月分：1回あたりの検針分 2,950円  
(内訳：水道料金 1,690円、下水道使用料 1,260円)

## 2 減免の対象者

令和6年能登半島地震により、被災された方で当該災害に係る罹災証明書が発行され、横浜市内の公営住宅や賃貸住宅に一時居住されている世帯。

## 3 減免の適用期間

入居日から原則6か月以内とします。(入居後の申請は、入居日に遡って適用します。)

## 4 申請の手続き

水道局水道事務所(市内7か所)の窓口で、「令和6年能登半島地震の避難者に対する水道料金等相当額の減免申請書」を提出していただきます。

(ただし、来所困難な方は郵送を可能とします。お問合せについては、水道局お客さまサービスセンターへご連絡ください。)

## 5 申請に必要なもの

申請の際には、次の書類すべてのご用意をお願いします。

- (1) 罹災証明書
- (2) 本人(被災者)であることを確認できる書類(健康保険証、運転免許証、年金手帳等)
- (3) 水道を使用している場所に居住していることを証明する書類(住民票の写し等又は賃貸借契約書等)
- (4) 入居日を確認できる書類(住民票の写し等又は賃貸借契約書等)

## 6 お問合せ先

水道局お客さまサービスセンター はちよんなな Tel 045-847-6262  
Fax 045-848-4281

## お問合せ先

(水道料金について)	水道局サービス推進課長	中村 勝利	TEL 045-671-3071
(下水道使用料について)	環境創造局経理経営課長	成松 利宣	TEL 045-671-2805